

いつも大変お世話になっております。社会保険労務士法人桑原事務所です。

この度、弊社ではメールマガジンを発行することとなりました。

最新のニューズピックアップや、法改正、研修内容、講演会のご案内など、社労士事務所として皆様に少しでもお役に立てる内容をお届けしたいと考えています。引き続きよろしくお願いいたします。

2022年03月8日号

本年度4月以降の雇用調整助成金方針が固まる！

1分でわかる！会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信 Vol.1

みなさま、おはようございます。

社会保険労務士法人桑原事務所の弘中でございます。

徐々に気温も上がり、梅の花が咲き始めすっかり春の模様です。

私自身、助成金を取り扱うことが多く、助成金を中心にメルマガを配信していきたいと思っております。

本日はご紹介するのは、昨今、非常にお問合せが多かった、「**2022年度4月以降の雇用調整助成金**」を紹介します。

雇用調整助成金の4月以降の方針が固まってきました。（とはいってもまだ政府としての表明）

雇用調整助成金については、特例措置として令和4年1月、2月は 上限 11,000 円

令和4年3月は上限 9,000 円業況特例・地域特例の場合は、（月比較 30%以上の売り上げダウン）令和4年1月から3月までは上限 15,000 円となっていました。（中小企業の場合）

今回の内容は4月以降の特例措置を発表したものであり、4月から6月までは3月の内容を引き継ぐそうです。

なお、令和4年7月以降の取扱いについては、「経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和3年6月18日閣議決定）」に沿って、雇用情勢を見極めながら具体的な助成内容を検討の上、**5月末までに改めて発表がある予定です**。発表があり次第お知らせします。

雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容(注)

別紙

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※1)

		令和4年 3月	令和4年 4～6月
中小企業	原則的な特例措置	4/5(9/10) 9,000円	4/5(9/10) 9,000円
	地域特例(※2) 業況特例(※3)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な特例措置	2/3(3/4) 9,000円	2/3(3/4) 9,000円
	地域特例(※2) 業況特例(※3)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

休業支援金等

		令和4年 3月	令和4年 4～6月
中小企業	原則的な措置 (※5)	8割 8,265円	8割 8,265円
	地域特例(※6)	8割 11,000円	8割 11,000円
大企業 (※4)	原則的な措置 (※5)	8割 8,265円	8割 8,265円
	地域特例(※6)	8割 11,000円	8割 11,000円

(※1)原則的な特例措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

(※2)緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。
※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。
※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用

(※4)大企業はシフト制労働者等のみ対象。

(※5)雇用保険の基本手当の日額上限(8,265円)との均衡を考慮して設定。

(※6)休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※2)。
なお、上限額については月単位での適用とする。
(例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置
→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

(注)政府としての方針であり、施行にあたっては、厚生労働省令等の改正が必要。

また、顧問の社会保険労務士には情報が多く入ってきますので定期的にご相談下さい。

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

よろしく申し上げます。

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0801 山口県防府市駅南町 8-14

TEL:0835-22-6706

FAX:0835-26-0023

MAIL: info@kuwasr.net